

定期券払い戻し額の計算方法について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための「緊急事態宣言」発出に伴う特例払い戻し額の計算方法（通勤定期券・通学定期券）については、特例によりその申出日に関わらず、緊急事態宣言開始日の前日を申出日とします。ただし、緊急事態宣言開始日以降に利用された場合は、開始日以降の最終利用日を払い戻し申出日とし、下記の通りの方法で払い戻しをいたします。定期券の払い戻し額はご利用状況により異なるため、払い戻し額がない場合もございますのでご注意ください。

●通用開始日から8日以降の取り扱い

①最終利用日以降、定期券の残りの通用期間が1か月未満の場合

⇒払い戻し額はございません。

※通用開始日から8日目以降の1か月定期券は、払い戻し額はございません。

②最終利用日以降、定期券の残りの通用期間が1か月以上ある場合

⇒以下の計算式により払い戻しいたします。

払い戻し額 = 定期運賃（券面の金額） - 使用済月数に相当する定期運賃 - 手数料220円

【使用済月数に相当する定期運賃】

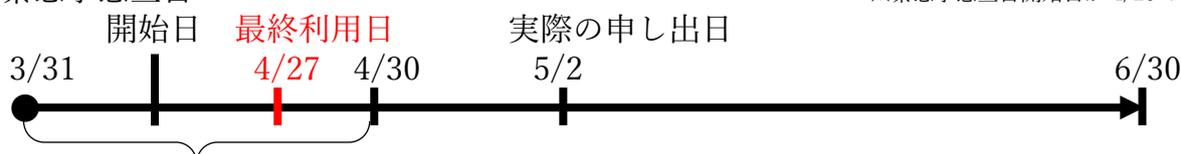
使用済月数に相当する定期運賃は、お持ちの定期券のそれぞれ1か月または3か月の定期運賃を組み合わせで算出します。

※1か月未満の日数は、1か月使用したものとして計算します。

使用した月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月
算出に使用する月数の組み合わせ	1か月	1か月×2	3か月	1か月 + 3か月	1か月×2 + 3か月

緊急事態宣言

※緊急事態宣言開始日が4/25の場合



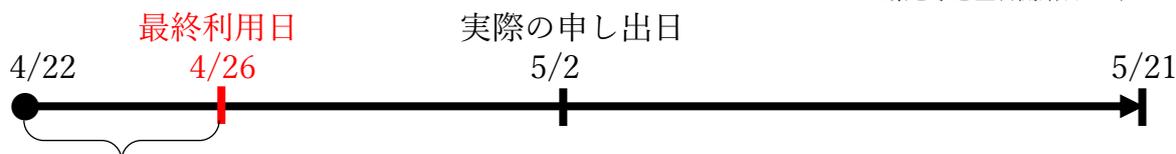
※すでにお使いになった月数=1か月分（1か月に満たない日のは数は1か月とする）

※本来は5/2が払い戻し申し出日となり2か月使用となりますが、特例により最終利用日の4/27を払い戻し申し出日とし、1か月間使用したものとみなし計算いたします。

●通用開始日から7日以内の取り扱い

通用開始日から7日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた残額を払い戻しいたします。

※緊急事態宣言開始日が4/25の場合



※すでにお使いになった日数=5日

※本来は5/2が払い戻し申し出日となり7日以上使用となりますが、特例により最終利用日の4/26を払い戻し申し出日とし、5日間使用したものとみなし計算いたします。